

コロナ関連対応マニュアル

R2年7月

株式会社三新

1. 予防対策

- ・社内に入室する場合は（出勤時）、必ず1階ロビーに備え付けた体温計で検温する事。
- ・フロア入室前に備え付けのアルコール消毒液で手指の消毒を徹底。
- ・社内では、原則マスクを着用とし、会話をするときには飛沫などが飛散する恐れがある為十分に注意を払う事。
- ・事務室等は、一定の間隔で喚起を行う事。
- ・食堂では、対面で座らずに一方向をむいて座る事。
- ・手洗いは、こまめに行い清潔を保つ事。

2 (1). 擬陽性者が出てしまったら（擬陽性者本人）

- ・出勤時の検温で、37.5°C以上の発熱があった場合は、その者はいかなる理由があろうと出勤停止となり帰宅してもらう。
- ・擬陽性者は、帰宅後自身の体調を観察し、倦怠感、息苦しさ等の強い症状が現れた時には、速やかに居住地域の保健所や帰国者・接触者相談センターに問い合わせ指示に従う。又、基礎疾患（高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患等）がある人は症状が軽くても相談する事。必ず会社にも報告する事。
- ・発熱はあるものの軽症である人は、病院などにかかり医師の指示を仰ぐものとする。
- ・解熱後、体調が回復すれば、会社の判断で復職できるものとする。

2 (2). 擬陽性者がでてしまったら（会社）

- ・予防対策を徹底する。
- ・ドアノブやデスクの上等普段行っていない箇所も消毒対象とし、社員で除菌を行う。（毎日）
- ・来客者にも、予防対策を徹底してもらいなるべく三密を避けるよう促す。打合せなども必要最低限とし、極力短い時間で終わるよう努める。
- ・擬陽性者が、回復もしくは医師の判断で陰性と判断されれば、会社の判断で通常業務にもどる。
- ・擬陽性者が陽性と判断されれば、3 (2)に移行する。

3(1). 陽性者が出てしまったら（陽性者本人）

- ・ 陽性者は、直ちに会社へ報告すること。
- ・ 発症前2週間程の期間に仕事上で誰と接触をしたか等の行動を思い出してもらい出来る限り報告をする事。
- ・ 回復するまで、医師などの指示に従い行動する事。会社とは、出来る限り連絡をとる事。

3(2). 陽性者がでてしまったら（会社）

- ・ 陽性者から連絡を受けた場合は、会社の判断により緊急事態となる。
- ・ 陽性者が本社勤務の場合は、本社機能を維持しつつ在宅勤務を開始する。
- ・ 陽性者が支店勤務の場合は、支店業務を在宅勤務とする。
- ・ 本社在宅勤務の詳細は【4(1)】を、支店在宅勤務の詳細は【4(2)】を参照。
- ・ 陽性者から受けた、行動記録を元に関係各位（接触者）に報告をする事。
- ・ 保健所などから指示があればその指示に従う事。保健所などから濃厚接触者と指定されたものは、自宅待機とする。
- ・ 必要に応じて除染作業を行う事。

4(1). 在宅勤務（本社）

- ・ 外勤営業者は、全員在宅勤務とする。
- ・ 内勤営業者は、本社機能維持の為、交代勤務制を実施する。
- ・ 交代勤務は、3人交代制で出社しない日は在宅勤務とする。
- ・ パート勤務者は、自宅待機とし在宅勤務対象外の人は時短勤務とする。
- ・ 取引先などの来社は原則禁止とし、納品などの必要な来社は、迅速に行ってもらおう事とする。
- ・ 在宅勤務者は、貸与された通信機器を使用する事。
- ・ 在宅勤務者は、情報の取扱いに留意する事とし体調にも十分留意する事。
- ・ 体調不良が出てしまった場合には、速やかに会社に報告する事。
- ・ 営業の客先訪問は、原則禁止。至急の用事で必要な場合は、客先の責任者の許可と自社の責任者の許可を取れば例外的に行って良い事とする。
- ・ 商品は、配達ではなくすべて発送で処理する事。

4(2). 在宅勤務（支店）

- ・ 外勤営業者は、全員在宅勤務とし貸与された通信機器を使用する事。
- ・ 営業部長と経理は、時短勤務とし支店業務を遂行する。
- ・ 支店便は、原則禁止。商品は発送で対応する事。
- ・ 後の項目は、本社同様に行う事。

5. クラスターの発生時

- ・ 会社閉鎖も視野に入れながら、保健所等の指示を仰ぎ迅速に行動する事。

6. 通常営業再開

- ・ 陽性者が出てから概ね2週間で他の陽性者が出なかった場合は、会社の指示で通常業務に戻る事とする。